

会議記録（１）

会議名称	平成２５年度第２回北本市自治基本条例審議会		
開会及び閉会日時	平成２５年７月１０日（水） 午後２時～午後３時５分		
開催場所	文化センター第３研修室		
議長氏名	会長 有働秀鷹		
出席委員(者)氏名	有働秀鷹、須藤善次郎、柴田辰雄、浅野昭八、鈴木洋子 遠井美智子、高荷正春		
欠席委員(者)氏名	宮原鈴代		
説明者の職氏名	協働推進課長	磯野治司	
	協働推進課主査	大森国英	
事務局職員職氏名	総合政策部長	岩崎雄一	協働推進課長 磯野治司
	協働推進課主査	大森国英	協働推進課主事 五十嵐亮太
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 北本市自治基本条例にかかる調査審議の依頼の件について (2) その他 4 閉会		
配布資料	1 次第 2 北本市自治基本条例審議会規則 3 北本市自治基本条例第２６条２項による調査審議ご依頼の件（写） 4 北本市自治基本条例第２６条２項による調査審議ご依頼の件に至る経緯 5 北本市自治基本条例＜条例の手引き＞		

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>1 開会</p> <p>定刻となりましたので、これより平成25年度第2回北本市自治基本条例審議会を開催いたします。</p> <p>はじめに規則第5条第2項により「会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」となっておりますが、委員8名中7名の出席をいただいておりますので、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議の傍聴者が7名いることを併せてご報告いたします。</p>
事務局	<p>2 あいさつ</p> <p>【有働会長挨拶】</p> <p>議題に入ります前に、所掌事務について確認させていただきます。所掌事務については、①北本市自治基本条例の適切な運用に関する事、②北本市自治基本条例の見直しに関する事、③この他まちづくりの推進のため、市長及び当該審議会が必要と認める事項に関する事となっております。</p> <p>【配布資料の確認】</p>
事務局	<p>それでは、第5条第1項により「審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。」となっておりますので、進行につきましては有働会長にお願いいたします。</p>
有働議長	<p>3 議題</p> <p>(1) 北本市自治基本条例にかかる調査審議の依頼の件について</p> <p>それでは、議題(1) 北本市自治基本条例にかかる調査審議の依頼の件について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>【資料1、2、3を基に説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査審議ご依頼の件の概要を説明
有働議長	<p>只今の説明について、ご意見、ご質問等があればお願いします。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
浅野委員	議会がもう少し丁寧に対応するべきだったのではないかと。説明不足だったと思われる。市民の代表として北本市のことを考えていただく立場にあるのだから、対応をしっかりとする必要がある。
柴田委員	浅野委員から意見があったとおり、確かに市民の会の方々が納得のいく説明がなかったことは事実である。ただ議会に関しては地方自治法で決められている議決機関であり、その議会に対して審議会が意見を述べるのは難しいのではないかと。
高荷委員	審議会としてどこまで発言できるのかというのは、一つ問題である。審議会は審査会ではなく、ひとつの事案に対して良い、もしくは悪いと言う機関ではない。議会運営は、委員会規則などいろいろな関係法令等があり、それに基づいて運営されているので、その辺の事情も考慮する必要がある。
有働議長	今、話に出たのは議会が決定をし、いろいろ進めていることに対し、審議会として指摘や意見を述べることは、この審議会の仕事ではないということである。ただ今回、市民の会の方々からこういった依頼があったので、みなさんと話し合っ、審議会の総意をまとめて、市長へ報告したいと考えている。
須藤委員	お互いの意見の相違、意思疎通を欠いているため、このような問題が発生した。これまでの経緯では、条例を改正するよう、もしくは説明会に出席するようとの請願も提出されている。ただ、条例の中で議員の責任、市民としての権利と義務をうたっており、本問題について条例を改正するという必要はないのではないかと。本条例は自治体の憲法というべき重要なものであり、この条例をみなさんに勉強してもらって、具体的に市の運営、議会の運営、あるいは市民としての考え方をしっかりとすべきではないかと。
有働議長	浅野委員、柴田委員、高荷委員は自治基本条例を制定する時に携わったけれども、そのような観点からどのように考えるか。
浅野委員	自治基本条例を制定し、その後に協働推進条例、市民参画推

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
有働議長	<p>進条例を制定したが、それらをまだ活かしきれていない。執行機関とともに、議会の２０人の議員がしっかり勉強する必要がある。市民から分かりやすく説明して欲しいと要望されたら、丁寧に対応するよう条文に盛り込まれているのに活かされていない。審議会として、市長に意見を述べていく必要があるのではないか。最終的には予算であり条例であり、議会が決定しないと動かないわけである。そういう立場である議員がもう少し丁寧に対応するべきだったのではないか。</p> <p>自治基本条例は、理念をまとめたもので、このような形でまちづくりを進めていこうという基本的なルール作りをしたものである。それに関連する実務に関しては、別の条例を作りながら、その中で進めていくと定めている。まちづくりの考え方を自治基本条例には書いているので、そのような意味から最高位の条例という言い方をしている。</p> <p>自治基本条例を作成する際、「市民への説明会」をこの条例に盛り込むべきか否かを何時間もかけて話し合った。最終的にはこの条例の趣旨に則り、地方自治法に定める議会の運営までを規定するわけにはいかないの、基本的な考え方を自治基本条例には盛り込んだ経緯がある。自治基本条例が議会に提出された後、私も総務文教常任委員会に２回ほど出席し、この問題について委員会の中で議論をし、最終的にはそこまで本条例の中で定めるべきではないと決まった経緯がある。</p>
高荷委員	<p>議会基本条例を制定する、もしくは制定しないとの話があったことは聞いている。先ほど申し上げたように議会は議会規則などのいろいろな決めごとや前例主義に則り運営しているので、それについては議会の自主独立、私たちが負託をしている議員が、自らに律してやっていくのが基本なので、そういう点も配慮すべきだ。</p>
有働議長	<p>二元代表制により市長と議員は、それぞれ市民が直接選んだ人たちである。その議員の集まりが議会として機能するわけだから、その運営について、これまでの経過は分かるが、その議会の対応について意見を述べることは審議会の権限ではない。なお、議会の基本条例を作ることについては、議会の方で少し話はあったようである。その後、議会基本条例ができたという</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
柴田委員	<p>ことを確認していないが、そういう検討がされたことは確かだったと思う。</p> <p>地方自治、市民の権利、議員の立場をもっと勉強しないと、ますますこのような問題が出てくるのではないか。市民とごくしゃくしているような地方自治であってはならない。ただ、この審議会では、議会に対して意見を述べることはできない。非常に難しい問題だ。</p>
高荷委員	<p>審議会から議会に対して意見を述べるのは越権行為になるのではないか。</p>
柴田委員	<p>この審議会ではできない。もちろん与えられた権限の中でしか答えは出せない。</p>
浅野委員	<p>市民の要望に答えてないからこういう問題が発生している。その問題について市民の方から要請され、審議した結果、議会に対して様々な意見が出されたので、それを市長に報告して、きちっと議会が対応していくようになれば良い。審議会の役割を検討するという考え方もあるが、そこまではする必要はない。</p>
有働議長	<p>ここで議論した内容は議事録として残り、誰もが議事録を閲覧できる。我々のできることは、今回の問題について審議会の意見を取りまとめ、それを市長に報告することである。それが基本的な考え方になる。議会に対して意見を述べるのは、高荷委員の意見のとおり越権行為に当たるのではないか。議会の責務、立場ということに対して、尊厳をおかすことはできないだろう。このような意見が審議会の議論で出たということを報告することしかできない。</p>
柴田委員	<p>そのようになるだろう。</p>
遠井委員	<p>初期対応に問題はあるが、議長の言う通りに対応していくべきである。</p>
須藤委員	<p>議会における予算については可決され、その後に附帯決議が提出された。これがこの問題の発端である。これは議会の問題</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
有働議長	<p>であり、条例を云々というよりも、議会の運営の問題である。いくら立派な条例があり、施策を実施しようとしても議会がぎくしゃくしてしまうと、そのしわ寄せが市民にきてしまう。こういう状況であると理解するが、条例については特に修正する必要はないと思う。議会・市長・市民がこの条例に基づいて適切に運用されることが望ましい。</p> <p style="text-align: center;">それでは、ここで10分間の休憩とします。</p> <p style="text-align: center;">【休憩】</p>
有働議長	<p>他に意見等がないようであれば、審議会としての意見をまとめたいと思います。</p> <p>依頼文にある「実効性の確保」という点に関して、条例の見直しの話が先ほど出たが、自治基本条例はこのままで、条例の中身については、特に検討は必要ないだろうとの意見が出たが、それで良いか。</p> <p style="text-align: center;">【一 一同了承 一】</p>
有働議長	<p>採決という形もあるが、人数が少ないので皆さん方の総意によって決めたいと思う。27条2項に「市長は、この条例を、社会経済等の情勢の変化等に対応させるため、必要に応じ、検証し、及び見直さなければならない。」とある。このため最終的な見直しは市長が審議会の意見を参考にしながら進めていくことになる。もし、見直しをすることになれば、議会へ案件として提出され、議会の採決を経て改正される。</p> <p>しかし、この度の案件では、審議会では条例は改正せずとも良いという結論である。また議会の対応について問題があるという意見が出されたが、審議会は司法権を行使するような場ではなく、元より二元代表制の議会に対して、審議会の方から直接勧告することはできない。</p> <p>したがって、これらの内容が議事録として完成したら、市長へ報告することになるが、それでよろしいか。</p> <p style="text-align: center;">【一 一同了承 一】</p>

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
有働議長	各委員から何か意見等がありますか。
浅野委員	5月からの事案になるので、相手にもなるべく速やかに対応してもらいたい。
有働議長	議会に対して直接とはいかないが、こういった意見がありましたという話は議会事務局長に話したいと思う。そこまではできるか。
事務局	可能です。
	(2) その他
有働議長	各委員から何か意見等がありますか。
	【一 特になし 一】
有働議長	事務局から連絡事項等がありますか。
	【一 特になし 一】
有働議長	では、議題を終了し進行を事務局へ戻します。
	4 閉会
事務局	本日は長時間にわたりありがとうございました。では須藤副会長より閉会のあいさつをお願いします。
	【須藤副会長挨拶】
議事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。	
平成 25 年 7 月 24 日	
北本市自治基本条例審議会 会長 有働 香鷹	